

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成23年4月1日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆特別法人税の課税停止措置期限の延長について◆

平成23年3月31日付で、「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律」が公布され、**特別法人税の課税停止措置の期限が平成23年3月31日から平成23年6月30日に延長**されることとなりましたのでご連絡致します。

- 租税特別措置法第68条の4（退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止）

法人税法第84条第1項に規定する退職年金業務等（同法附則第20条第2項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。）を行う法人の平成11年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第8条又は第10条の2及び同法附則第20条第1項の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

（注）下線部分が今回改正された部分

- なお、弊社の事業年度は毎年4月1日に開始致しますので、**弊社が受託させていただいている委託者様の年金資産については、平成23年度の特別法人税は課されないこと**となります。

以上

